

新型コロナウイルス感染症対策 利子補給補助金

国見町では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内事業者への資金繰り支援として、福島県緊急経済対策資金融資制度「新型コロナウイルス対策特別資金」又は「伴走支援型特別資金」を利用した事業者に利子補給を行います。

利子補給 3年間100万円

詳細については、次のとおりです。

対象者	福島県緊急経済対策資金融資制度（新型コロナウイルス対策特別資金又は伴走支援型特別資金）を利用し、①②に該当する事業者 ① 町内に本社・本店を設置する法人又は個人事業主であって、引き続き町内で事業を営む者 ② 町税を滞納していない者
利子補給額	1事業者 3年間100万円まで補助 ※前年度又は前々年度に利子補給を受けている事業者は、上限100万円から受領済金額を差し引いた金額が利子補給額の上限となります。
利子補給対象期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日までに支払った利子分（3年以内）
申請期間	令和4年6月27日（月）～令和5年3月31日（金）
申請書類	① 補助金交付申請書（第1号様式） ② 金銭消費貸借契約書の写し ③ 返済予定表の写し ④ 町税の納税証明書の写し
申請先 お問合せ先	〒969-1792 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7 国見町産業振興課商工観光係 TEL 024-585-2238

【参考】 補助対象 融資制度	融資の申込みは県内の金融機関（銀行・信用金庫・信用組合）にお問合せください		
	制度名	新型コロナウイルス対策特別資金	伴走支援型特別資金
	限度額	8,000万円（運転資金・設備資金）	6,000万円（運転資金・設備資金）
	期間	10年以内（据置1年以内）	10年以内（据置5年以内）
	利率	固定年1.5%以内	固定年1.5%以内
	保証料	年0.5%	年0.85%とし、条件により国が一部補助

申請から利子補給受領までの流れ

